

IP 通信網サービス契約約款

平成 27 年 10 月 1 日 作成

有限会社 ヒーローネット

目次

第一章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 約款の公表	4
第4条 用語の定義	4
第二章 IP通信網サービスの種類等	5
第5条 IP通信網サービスの種類	5
第6条 IP通信網サービスの品目等	5
第7条 IP通信網サービス提供条件の変更	6
第三章 契約	6
第8条 契約の成立	6
第9条 契約の単位	6
第10条 IP通信網サービスの提供エリア	6
第11条 契約申込の方法等	6
第12条 契約申込の承諾	6
第13条 契約の変更	6
第14条 契約者回線の移転	6
第15条 契約者の地位の承継	7
第16条 契約上の地位の処分禁止等	7
第17条 契約者の氏名等の変更	7
第18条 契約者が行うIP通信網契約の解除	7
第19条 当社が行うIP通信網契約の解除	7
第四章 サービスの利用中止および利用停止	8
第20条 利用中止	8
第21条 利用停止	8
第五章 端末設備	9
第22条 端末設備の提供	9
第23条 端末設備の移転	9
第24条 端末設備の返還	9
第六章 通信	9
第25条 通信利用の制限等	9
第七章 料金等	10
第26条 料金および工事等に関する費用	10
第27条 利用料金の支払義務	10
第28条 割増金	10
第29条 延滞利息	10
第30条 債権の譲渡および譲受	11
第八章 保守	11
第31条 当社の維持責任	11

第 32 条 契約者の維持責任	11
第 33 条 契約者の切分責任	11
第 34 条 修理または復旧の順位	12
第九章 損害賠償	12
第 35 条 責任の制限	12
第 36 条 免責	12
第 37 条 通信速度の非保証	13
第十章 雑則	13
第 38 条 反社会勢力に対する表明保証	13
第 39 条 承諾の限界	13
第 40 条 利用に係る契約者の義務	13
第 41 条 契約者回線等の設置場所の提供等	14
第 42 条 技術的事項	14
第 43 条 法令に規定する事項	14
第 44 条 合意管轄	14
第 45 条 契約者に係る情報の利用	14
第 46 条 協定事業者からの通知	14
第 47 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	14
第 48 条 サービスの変更または廃止	15
第十一章 その他	15
第 49 条 利用権に関する事項の証明	15
第 50 条 支払証明書等の発行	15

第一章 総則

第1条 約款の適用

1. 有限会社ヒーローネット（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）およびこのIP通信網サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づきIP通信網サービスを提供します。
2. IP通信網サービスは、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）から光コラボレーション事業として回線の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供するものです。

第2条 約款の変更

1. 当社は、本約款を変更することがあります。変更内容にサービスの提供条件や料金に関するものが含まれる場合は、変更後の本約款によってサービスの提供や料金の請求を行うものとします。
2. 当社は、以下に挙げる方法によって本約款の変更を行う事を契約者に事前に知らせるものとします。
 - (1) 当社のホームページ上に掲載する方法。この場合、掲載した時点ですべての契約者に通知が完了したとみなします。
 - (2) 当社に届け出頂いたメールアドレス宛への電子メール送信による方法。この場合、当社が電子メールを送信した時点で契約者への通知が完了したとみなします。
 - (3) 契約者の住所宛への郵送による方法。この場合、当社が郵便物を契約者宛てに発送した時点で契約者への通知が完了したとみなします。
 - (4) その他、当社が適切であると判断した方法。この場合、該当する通知手段の中で当社が指定した時をもって、契約者に通知が完了したものとみなします。

第3条 約款の公表

1. 当社は、当社のホームページ（<http://www.heronet.ne.jp>）その他当社が別途定める方法で本約款を公表します。

第4条 用語の定義

1. 本約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。（以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を利用して行う電気通信サービス
5 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約
6 申込者	当社のIP通信網サービスの利用申込を行った者
7 契約者	当社とIP通信網契約を締結している者

8 契約者回線	当社の IP 通信網サービス利用契約に基づいて契約者が利用する電気通信回線
9 契約者回線等	契約者回線を含めた電気通信回線
10 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するため IP 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
11 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額
12 終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置 (端末設備を除きます。)
13 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件

第二章 IP 通信網サービスの種類等

第 5 条 IP 通信網サービスの種類

弊社の IP 通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
ヒーロー光 ファミリータイプ	3 戸以下の戸建て向けサービス
ヒーロー光 マンションタイプ	4 戸以上の集合住宅向けサービス

第 6 条 IP 通信網サービスの品目等

IP 通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。また、他に通信または保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

種 類	内 容
1Gbps タイプ（ギガタイプ）	200Mbps タイプおよび 100Mbps タイプ以外で、最大 1Gbps までの符号伝送が可能なもの
200Mbps タイプ（ハイスピードタイプ）	100Mbps タイプ以外で、最大 200Mbps までの符号伝送が可能なもの
100Mbps タイプ	最大 100Mbps までの符号伝送が可能なもの

第7条 IP通信網サービス提供条件の変更

IP通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はIP通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、契約者宛てに個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。ただし、IP通信網サービスは当社の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

第三章 契約

第8条 契約の成立

1. IP通信網サービスの利用契約は、本約款に同意し、当社の別途定める手続きに従ってIP通信網サービスの利用申込を行い、当社が申込者を契約者として登録した時点をもって契約を成立するものとします。
2. IP通信網サービスの利用開始日は、回線工事が完了した後、当社が別途定める日とし、契約者に対して当社が適切と認めた方法でIP通信網サービス開始日を通知するものとします。

第9条 契約の単位

当社は、契約者回線等1回線ごとに1本のIP通信網サービス契約を締結します。

第10条 IP通信網サービスの提供エリア

IP通信網サービスの提供エリアは、NTT東日本の「フレッツ光」サービスエリアに準じるものとします。

第11条 契約申込の方法等

IP通信網契約の申込をするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第12条 契約申込の承諾

1. 当社は、IP通信網サービスの利用契約の申込があった際、別途定める手続きに基づき承認および手続き完了報告を行います。
2. 当社は、次の場合に関してはその申込を承認しないことがあります。
 - (1) 申込者が、当該利用契約に係る利用回線の契約を締結している者とならない場合。
 - (2) IP通信網サービスの提供および保守が技術的に困難な場合。
 - (3) 申込者が、IP通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

第13条 契約の変更

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、IP通信網サービスの品目変更を請求することができます。
2. 当社は前項の請求を受けた際、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条 契約者回線の移転

1. 契約者は、第10条（IP通信網サービスの提供エリア）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求できます。

2. 当社は前項の請求を受けた際、第 12 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 15 条 契約者の地位の承継

1. 相続または法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ることとします。ただし、契約者が死亡した際は、当社は IP 通信網契約を解約する場合があります。
2. 前項の場合で地位の承継を受けたものが 2 名以上ある際は、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第 16 条 契約上の地位の処分禁止等

契約者は、前条での場合を除き、IP 通信網契約に基づく契約者の地位および IP 通信網契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡、転貸、売却または契約として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 17 条 契約者の氏名等の変更

1. 契約者が、当社所定の方法によって届出した氏名に変更が生じる場合、契約者は延滞なく、当該契約の氏名変更の旨を届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更できないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は契約者に対して、申し出に関する事実を証明する書類の提出を求めることがあります。
4. 前各項の届け出を怠ったことで生じた契約者の損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

第 18 条 契約者が行う IP 通信網契約の解除

契約者が IP 通信網契約の解除をしようとする場合、そのことをあらかじめ当社に通知して、IP 通信網契約を解除することができます。

第 19 条 当社が行う IP 通信網契約の解除

1. 当社は、次の場合には、IP 通信網契約を解除することがあります。
 - (1) 第 21 条（利用停止）の規定により IP 通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 申込者が、IP 通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
 - (3) 契約者の死亡について当社に届出があり、第 15 条（契約者の地位の承継）によって地位を承継した者からの書面による契約継続の意思表示が、契約者死亡の届出日から 1 か月間行われなかった場合。
 - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できない場合。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

2. 当社は、契約者が第 21 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、前項の規定に係らず IP 通信網サービスの利用停止をしないで IP 通信網契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者が破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを認知した場合は、IP 通信網契約を解除することがあります。
4. 当社は、前項の定めにより IP 通信網契約を解除するときは、あらかじめ契約者に当社が適切と認めた方法にしたがって通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条の定めに従って IP 通信網契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
6. 本条の定めに従って IP 通信網契約が解除された場合でも、契約者は、別途定める工事費の支払い、契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に係る費用の負担を要するものとします。

第四章 サービスの利用中止および利用停止

第 20 条 利用中止

1. 当社は、次に挙げる場合には IP 通信網サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上または IP 通信網サービスの品質確保のためにやむを得ないとき。
 - (2) 第 25 条（通信利用の制限等）の規定により、IP 通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) その他当社が確たる根拠に基づき、利用中止が適切であると判断した場合。
2. 当社は、前項の定めにより IP 通信網サービス利用を中止する場合は、あらかじめ契約者に当社が適切と認めた方法にしたがって通知するものとします。ただし、緊急時などやむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条 利用停止

1. 当社は、契約者が次に挙げる項目のいずれかに該当する時は、6 か月以内で当社が定める期間（IP 通信網サービスの料金又は工事費用その他の債務を支払わないときは、その債務が支払われるまでの間）IP 通信網サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（債権の譲渡及び譲受の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 30 条（債権の譲渡及び譲受）の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
 - (3) 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めた場合。
 - (4) その他当社が確たる根拠に基づき、利用停止が適切であると判断した場合。
2. 当社は、前項の定めにより IP 通信網サービス利用を停止する場合は、あらかじめ契約者に当社が適切と認めた方法にしたがってその旨を通知するものとします。ただし、緊急時などやむを得ない場合は、この限りではありません。

第五章 端末設備

第 22 条 端末設備の提供

当社は、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 23 条 端末設備の移転

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 24 条 端末設備の返還

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1)IP 通信網契約の解除があったとき。
- (2)当社の端末設備を廃止したとき。
- (3)その他 IP 通信網契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第六章 通信

第 25 条 通信利用の制限等

1. 当社は、IP 通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。
2. 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。
4. 当社の電気設備で取り扱える通信の総量と比較し、過大と認められる通信が発生させる等、当該の契約者回線等を用いて行われた通信が当社電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線等に対する IP 通信網サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、当該の契約者回線等に係る通信を制限若しくは切断する事があります。
5. IP 通信網サービスの公平な提供実現の観点から、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信については、当社は回線速度や通信量を制限することがあります。
6. 当社は、本条に定める通信制限等のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。
7. 契約者は、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も当社に請求することはできません。

第七章 料金等

第 26 条 料金および工事等に関する費用

1. 当社が提供する IP 通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する IP 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

注) 本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する IP 通信網サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料に関する料金を合算したものとします。

第 27 条 利用料金の支払義務

1. 契約者は、その契約に基づいて、当社が IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、IP 通信網サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に規定する利用料金の支払いを要します。ただし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間として支払いを要します。
2. 契約者は、利用の一時中断または利用停止があったときでも、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 契約者は、次の場合を除き、IP 通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、IP 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する IP 通信網サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により IP 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する IP 通信網サービスについての料金。
移転又は契約者回線等の変更に伴って、IP 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。 (契約者の都合により、IP 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその IP 通信網サービスについての料金

4. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

第 28 条 割増金

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の定めにより消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 29 条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合（閏年も 365 日として

計算するものとし、)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません

第30条 債権の譲渡および譲受

1. 契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が指定する事業者に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとし、
2. IP通信網サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社およびIP通信網サービスを提供する当社以外の事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとし、
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前号の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第1項の規定により第1項に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第八章 保守

第31条 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します

第32条 契約者の維持責任

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第33条 契約者の切分責任

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第34条 修理または復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第九章 損害賠償

第35条 責任の制限

1. 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、IP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するIP通信網サービスに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第36条 免責

1. 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更（当社に設置する交換設備の変更に伴う技術基準等の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 37 条 通信速度の非保証

当社は、IP 通信網サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める IP 通信網サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第十章 雑則

第 38 条 反社会勢力に対する表明保証

1. 契約者は、IP 通信網契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1)反社会的勢力に属していること。
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3)反社会的勢力を利用していること。
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 39 条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 40 条 利用に係る契約者の義務

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が IP 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与えたり、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が IP 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が IP 通信網契約に基づき設置した電気通信設備は、善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 41 条 契約者回線等の設置場所の提供等

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が IP 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第 42 条 技術的事項

IP 通信網サービスにおける基本的な技術的事項については、別表に定める通りとします。

第 43 条 法令に規定する事項

IP 通信網サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 44 条 合意管轄

契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条 契約者に係る情報の利用

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社、指定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第 46 条 協定事業者からの通知

契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は IP 通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はその IP 通信網サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 47 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行

1. 当社は、契約者から申し出があった時は、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限

ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、または怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2. 前項の規定により、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

第 48 条 サービスの変更または廃止

1. 当社は、IP 通信網サービスの全部または一部を変更または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより IP 通信網サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第十一章 その他

第 49 条 利用権に関する事項の証明

1. 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 - (1) IP 通信網契約の申込承諾年月日
 - (2) 契約者の住所または居所および氏名
 - (3) 契約者回線等の終端のある場所
 - (4) 利用サービスの種類、品目および細目
 - (5) 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日および受付番号
 - (6) 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - (7) 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分およびその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押または仮処分の通知があったときは、その受付年月日および受付番号

第 50 条 支払証明書等の発行

1. 当社は、契約者から請求があったときは、当社がその IP 通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、IP 通信網サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
2. 契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙料金表に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
3. 契約者は、当社が第 1 項の取扱いを行うことについて、同意していただきます。